

## 2017年5月30日 参議院外交防衛委員会

NGOピースボート共同代表 川崎哲

意見陳述(準備稿)

このたびは、意見を述べる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

日印原子力協力協定をこのまま承認することは、核兵器廃絶を掲げる日本外交の基本姿勢を著しく傷つけるものであるという観点から、意見を申し述べます。私からは、主に世界的な核軍縮・不拡散との関係でお話しさせていただきます。と同時に、これは、日本が福島の原発事故から何を学ぶのかということが問われる問題でもあります。

私からは第一に、インド・パキスタンの核軍拡競争の現状について、第二に、そうした中での今回の日印協定の内容について、第三に、インドの核保有を容認することがアジアそして日本の安全保障に与える影響について、第四に、核不拡散条約（NPT）また核兵器禁止条約といった国際的な枠組みとの関係について、お話ししたいと思います。そして最後に、インドへの原発輸出そのものがはらむ問題についても触れたいと思います。

第一に、インド・パキスタンの核軍拡競争についてです。インドは、NPTに締約していない核兵器保有国です。1998年5月の核実験以来、500キログラム以上の兵器級プルトニウムを生産し、100から120発の核弾頭を保有しているとみられています。これらの運搬手段として、弾道ミサイルや原子力潜水艦の開発を続けています。

対するパキスタンも110から130発の核弾頭を有し、やはり弾道ミサイルを開発しています。国境紛争を抱える両国は、ともに核戦力の増強を図っています。

安倍総理は先日、G7サミット後の記者会見で、北朝鮮の核兵器について「世界全体の脅威」であるとの認識を示されました。まさにその通りでありますが、それは北朝鮮に限ったことではありません。インドの核兵器も然りです。南アジアの核軍拡競争は、世界全体を危険にさらします。

1985年にノーベル平和賞を受賞した国際組織「核戦争防止国際医師会議（IPPNW）」は、2013年に「核の飢饉」と題する報告書を発表しました。報告書は、仮にインドとパキスタンの間で核戦争が勃発した場合、両国でおびただしい数の死傷者が出て、深刻な放射能汚染がもたらされるのは当然のこと、核爆発の影響は地球規模で気候変動をもたらすとしています。いわゆる「核の冬」により食糧の生産が打撃を受け、世界で20億人もが飢餓に苦しむだろうと、科学的調査結果として警告しています。

そのような核戦争は、両国間の抑止バランスによって防げるだらうという楽観的な見方がありますが、これには確証がありません。インドとパキスタンの核兵器の指揮系統が十分に理性的に制御されていると、誰が言い切れるでしょうか。統治の不安定性、テロリズム、サイバー攻撃への脆弱性の問題もあります。福島の原発事故が起きたときに「安全神話」ということがいわれましたが、これは核兵器にも当てはめて考えなければなりません。核兵器を司る施設やシステムに安全性や統治上の欠陥があれば、偶発的な、あるいは事故による核兵器の発射の危険性さえあるのです。

今日世界にある9つの核兵器保有国の中でも、インドとパキスタンは、武力紛争とテロリズムの広がる中東地域に隣接していることもあり、きわめて現実的な核戦争の脅威を抱えている国々だといえます。仮にインドが自ら危険な道をとらないとしても、パキスタンへの波及効果を考えなければなりません。インドに対する原子力協力の是非に関する議論は、そのような危機意識を踏まえてなされなければなりません。

そこで第二に、今回の日印協定の内容上の問題点についてお話しします。これまでの日本国内での議論では、インドが核実験を行った場合に協定を停止できるのかどうかに焦点が当てられてきました。現在の協定では、付属文書にその趣旨が日本側の見解として書か

れているのみで、きわめて弱いといわざるをえません。これに対して政府は、核実験が行われれば協定を終了すると主張しておられます。しかし、核実験をしたら止めればいいといって済まされる問題ではありません。

1998年にインドとパキスタンが核実験をした際、日本はただちに両国に対して経済制裁を発動しました。日本が共同提案国となった国連安保理決議1172は、両国の核・ミサイル計画に「何らかの形で資することのある設備、物質及び関連技術の輸出を防止」することをすべての国に呼びかけました。仮にインドがまた核実験を行ったならば、同様の措置がとられるべきです。原子力協力が停止されるのは、いわば当然のことです。

それゆえ、核実験による協力終了というのは、交渉して勝ち取ったと主張するにはあまりにも弱い条件であるといわなければなりません。交渉をして実質をとるというのであれば、インドの核兵器開発に実質的に歯止めをかける、あるいは、インドの核軍縮を実質的に前進させるような条件でなければならないはずです。

そのためには最低限、包括的核実験禁止条約（CTBT）への早期署名・批准の約束をインドからえるべきでした。しかし今回の協定妥結にあたって、インドは何らCTBTに対して約束をしていません。そもそも、国連総会で日本が共同提案している核兵器廃絶決議案や、CTBT署名・批准を促す決議案に対しても、インドは賛成票を投じていません。

協定妥結にあたり日本政府は、インドによる2008年9月5日の声明が「不可欠の基礎」だとしています。そこには、核実験のモラトリアムこそ書かれていますが、今日、核兵器の開発は必ずしも核爆発実験を行わなくても進められます。未臨界核実験やコンピューター・シミュレーションによる開発にどう対応するのか。同声明でインドは「核軍拡競争を含むいかなる軍備競争にも参加しない」と述べています。インドが核軍拡を行っていないと主張するのなら、それを示す透明性措置が必要です。日本はNPT再検討会議で核兵器国に透明性措置を求めていますが、インドの場合だけは「自分たちは軍拡していない」という主張を証拠もなく信じるということでしょうか。

インドはまた、兵器用核分裂性物質の生産禁止条約（FMC）の交渉に向けて「他国と協力する」といっています。しかしこれは、FMC交渉にパキスタンが反対していることを見越したうえでの表明の可能性があります。本来、インド自身から兵器用核分裂性物質の生産停止の約束をとるべきですが、それもなされていません。

反対に、日本政府は、今回の日印協定のなかで、インドに対して使用済み核燃料の再処理の事前同意を与えています。再処理を認めるということは、核兵器の材料物質となりうるプルトニウムの生産を認めるということです。

インドは、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を一定程度受け入れたとはいえ、高速増殖炉ならびに濃縮、再処理に関わる核燃料サイクル施設などが保障措置の対象外になっています。つまり、インドの核活動に対する国際的監視体制はいまだ不十分です。インドが民生用の再処理として生産したプルトニウムが、軍事転用されないことを完全に検証することはできません。

仮に日本の協力によってえられた核物質が平和目的に限定されたとしても、それによって印度は自国産の原料を兵器目的に使いやすくなります。核実験を行ったら停止するといいますが、核物質の生産を手助けし、その核物質によって核実験が行われてしまったら、そこで停止しても今はや手遅れです。その後の施設や物質の返還要求というのも現実味がありません。すなわち、現状におけるインドに対する再処理の容認は、同国による核兵器開発を間接支援することになる危険性をはらんでいます。

日本政府は、今回の協定が「インドを国際的核不拡散体制に実質的に取り込む手段」であると弁明されています。しかしここまでに見たように、実質的にインドの核兵器開発に

歯止めをかけたり、核軍縮に向かわせたりする措置は、何ら担保されておりません。

インドは他国に核兵器を移転しないといっている、すなわち核不拡散の約束をしているではないかという指摘があります。しかし、NPTに入らず核兵器を保有した国が、その後他国に移転さえしなければ許される。核不拡散のルールとは、そんなに緩いものでよいのでしょうか。

そこで第三に、このようなインドに対する特例的な協力が、広くアジアひいては日本の安全保障に与える影響を考えてみたいと思います。

インドが認められるのであれば、パキスタンも同等の扱いを国際的に受けることを求めてくるでしょう。インド・パキスタンが互いに刺激しあって、核兵器物質の増産や核戦力増強に走りかねません。さらにインドが開発している弾道ミサイルには、北京や上海を射程に入れるものがあります。つまりインドの核軍拡は、中国の核軍拡を刺激する可能性を十分に含みます。インドを支援することが対中国の牽制として役に立つといった単純な議論ではすまされません。アジア全体の軍拡競争となれば、それは日本の平和と安全にとって重大な意味を持ちます。

北朝鮮への影響も考えなければなりません。最初は厳しい制裁を受けても、結局は国際社会は認めてくれる、他国に核兵器を移転さえしなければ、それで許される。そのような誤ったメッセージを、北朝鮮に送ることになるのではないかでしょうか。いま北朝鮮に対して、国際社会が彼らの核を容認することは決してないということを分からせなければならないそのときに、日本はインドの核武装を容認するような行動をとろうとしています。これは日本の安全保障にとって、妥当な行為とは思えません。

第四に、こうした日本の政策を、国際的な核軍縮・不拡散の枠組みの中で検証してみたいと思います。

今月初め、岸田外務大臣はウイーンで開かれた2020年NPT再検討会議第一回準備委員会に参加され「NPTは核軍縮・不拡散の礎石である」との立場を改めて表明されました。しかし、この立場とは裏腹に、日本はインドの核保有を認め、核軍拡競争の助長に手を貸すことによって、NPT体制を根底から傷つけようとしています。

一方で今、NPT体制をさらに強化しつつ、核兵器そのものを全面的に禁止するという新たな国際的枠組みが論じられています。それが、3月に交渉が開始された核兵器禁止条約です。これは、2015年のNPT再検討会議、2016年の国連作業部会での議論を踏まえ、国連総会で加盟国の3分の2近い賛同を得て始まったプロセスです。コスタリカが議長をつとめる交渉会議の第一会期には、130を超える国々が参加しました。しかし、日本政府は、この条約交渉への参加をボイコットしています。

核兵器禁止条約は、いかなる者によるいかなる核兵器の使用をも国際人道法違反と認定し、いかなる状況においてもいかなる国によっても核兵器が開発、保有、使用されてはならないと定める条約です。

先週発表された議長の条約草案には、ヒバクシャという日本語を用いて、彼らの苦難や努力に対する言及が盛り込まれました。草案の発表にあたり議長は、かつて南アフリカが保持していた核兵器を廃棄したことにふれ、そのようなモデルを今後の核軍縮にも適用すべきであると提案しています。NPT上の五核兵器国だけでなく、すべての核保有国にどのように核を廃棄させていくかという議論が始まっているのです。

日本政府は、NPT体制が重要だといいながら、これに穴を空ける日印協定を進め、これを強化する核兵器禁止条約の議論には背を向けています。多国間の、非差別的で強力な規範を形成する核兵器禁止条約の交渉には、積極的に参加すべきです。そのような国際枠組みを作ることは、NPTの弱点を補強し、日本自身の安全を高めることになります。

広島・長崎両市長は、インドに対する原子力協力は「N P T体制の空洞化を招き」「核兵器廃絶の障害となりかねない」として、政府に対して協定交渉の中止を繰り返し要請してきました。核兵器の惨害を身をもって体験した被爆者らを代弁するこのような声に、しっかりと耳を傾けていただきたいと思います。

最後に改めて、6年前の福島の原発事故を想起したいと思います。メルトダウンした原子炉の収束の道筋すら見通せないなかで、国内での原発の新增設ができないから海外に原発を輸出しようというのは、およそ身勝手な話です。国内の原発の安全基準強化がいまだ道半ばであり、避難者を含む被災者の多くが生活再建を阻むさまざまな壁にに苦しみ続けている状況がある中で、原発輸出を推し進めようという国の姿勢は、深刻な倫理上の問題をはらんでいます。インドでは、原発建設に反対する漁民など地元住民の運動に対して、政府が強圧的な対応に出て多数の死傷者がいる事態になっています。日本の市民として、我が政府がそのようなことに間接的だとしても加担するようなことは容認できません。

さらに、海外の原発事業で巨大な損失を出した東芝が経営危機に陥っている現状をみれば、原発輸出は、産業の観点からも経済合理性があるとはいえないくなっています。

日本は、自らの非核外交の信頼性を失い、アジアにおける核の脅威を高める、このような合意を凍結すべきです。そして日本政府はインド政府に対して、具体的に核軍縮をさせるための外交交渉をすべきであり、国会はそのことを政府に対して強く求めるべきであると考えます。

ご静聴ありがとうございました。